

令和7年度 第6回定例農業委員会総会議事録

1. 招集の別 農業委員会等に関する法律27条第1項による

2. 日 時 令和7年9月10日 午後1時30分

3. 場 所 農業研修センター「ろくじ館」

4. 議 題 議案第22号 農地法第3条許可申請書審議について
議案第23号 農地法第5条許可申請書審議について
議案第24号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による意
見の聴取について（諮問）
議案第25号 農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更について

5. その他

6. 出席委員

農業委員

1番 本田 和登	2番 奥村 恭代	3番 本田真由美
4番 上田 一之	5番 坂本 秀孝	6番 井本久美子
7番 外村 和彦	8番 野口 拓哉	9番 永野 健一
10番 井芹 康雄	11番 緒方 知治	12番 田端 孝士
13番 赤星 龍己	14番 岡本 篤幸	

農地利用最適化推進委員

田上 菊夫	井上 聖	田上 安幸	亀澤 英治	井上 誠也
後藤 孝一	草場竜一郎	本田 廣正	緒方 満之	上村 敦之

7. 欠席委員

農業委員

なし

農地利用最適化推進委員

なし

8. 議事録署名人

11番 緒方 知治

12番 田端 孝士

9. 本会議に職務のため出席したものの職氏名

事務局長 上古閑一徳

事務局職員 美濃田知也、川端 励志、小山 美伸

会議

1. 開会

事務局長 皆さん、こんにちは。それでは、定刻になりましたので、総会を始めたいと思います。

まずは総会の成立要件を申し上げます。本日の出席委員は14名でございます。甲佐町農業委員会会議規則第6条の規定を満たしますので、総会は成立することを御報告いたします。

それでは、ただいまから令和7年度第6回定例農業委員会総会を始めさせていただきます。

2. 会長あいさつ

事務局長 岡本会長に御挨拶をお願いします。

会長 皆様、こんにちは。早いもので、私たちは4月に農業委員あるいは最適化推進委員になって、もう半年が過ぎます。本当に6か月は早いなと思っております。また、昨日から雨も降りまして、今日も朝から大変な雨で、雨の中、出席をいただきまして大変ありがとうございました。8月7日の立秋、それから23日の処暑を過ぎたとはいえ、まだまだ残暑は非常に厳しいものがあります。これから、いよいよお米の収穫も始まりますが、熱中症にはくれぐれも注意をしながら収穫をしていただきたいと思います。

それから、8月の末には、最適化推進大会に出席いただきまして、大変ありがとうございました。何名の方か出席できませんでしたけど、それに関して、一社、熊本県農業会議事務局のほうから、通達といいますか、お知らせが参りまして、最近、農業の最適化推進委員による田畠への不法投棄があった、それから文書の関係でいろいろ不備があったというようなことで、農業委員会の中でそれらを周知してくださいよというようなお知らせが来ております。私も今日それを拝見したんですが、なるほどなと思いながら、私たちは先ほども言いましたように半年を経過をいたしまして、農業委員会の中でお互いの職務を遂行しておりますが、私たちも言うならば公務員です。完全な公務員ではありませんけど、ほとんど公務員と一緒にです。したがいまして、会議、あるいはそういう催し物が行われる等の場合には職務の一環と

して必ず出席をしていただきますよう、この場を借りましてお願ひをしておきます。

皆さんのお手元の中に、農業委員会の法令遵守の申合せ事項というペーパー書きを事務局のほうよりお配りをしております。したがいまして、この内容につきましては、私が今ちょっと申しましたような内容も含みますので、そういう意味では、後でぜひ一読をしていただきたいと思います。

本日は、第3条、5条関係と、あと農用地中間管理機構、それに農振の関係の議題が用意されておりますので、皆さんのお憚のない意見をお願いをしながら、冒頭に当たりまして御挨拶といたします。よろしくお願ひをいたします。

以上です。

事務局長 ありがとうございます。

3. 議事録署名委員の指名

事務局長 それでは、議事録署名委員の指名をお願いします。

会長 それでは、本日は11番委員の緒方知治委員と、それから12番委員の田端孝士委員にお願いをいたします。

4. 議題

事務局長 それでは、議事に入りたいと思います。

議事の進行につきましては、会議規則第4条の規定に基づき会長にお願いします。

会長 それでは、早速、議案審議に入ります。

議案第22号、農地法第3条許可申請書審議についてを議題といたします。

それでは、事務局長から説明をお願いします。

事務局長 それでは1ページをお願いします。議案第22号、農地法第3条許可申請書審議について。農地法第3条第1項の規定に基づき、別紙のとおり許可申請がありましたので、許可の決定について意見を求めるものです。令和7年9月10日提出、甲佐町農業委員会会長名です。

以上になります。

会長 それでは、早速審議に入りたいと思います。

2ページをお願いします。番号1番について審議したいと思います。

それでは、12番委員の田端委員から説明をお願いします。

○12番 12番委員の田端です。では説明いたします。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

以上です。

会長 それでは、申請土地の位置の説明をお願いします。

事務局 それでは説明いたします。3ページにつきましては田口の申請地、4ページにつきましては吉田にあります申請地の地図を添付しておりますが、前のスクリーンで

御説明いたします。

申請地は赤色の部分でございます。こちらに県道宇土甲佐線が走っております、グリーンセンターがこちらにございます。田口にあります申請地2筆につきましては、こちらグリーンセンターから北西へ約525メートルのところに、このように隣接しております。

続きまして、4ページの吉田区にあります申請地2筆について場所の説明をいたします。こちらに県道嘉島甲佐線が走っております、ネツツトヨタ熊本株式会社さん、木村のあられさんがございます。吉田区にあります申請地につきましては、こちら木村のあられさんから西へ約750メートルのところに2筆、このように点在しております。

場所の説明は以上です。

会長 それでは続きまして、12番委員の田端委員から農地の使用貸借権について、農地法上問題がないか説明をお願いいたします。

○12番 12番委員の田端です。

今回の申請は、申請人と相手方は親子で、申請人が相手方の農地の管理について相談され、承諾が得られたので申請となりました。

それでは、申請された内容を農地法に照らし、問題がないか説明いたします。

お手元のラミネートの資料の「権利取得が農家の場合」を御覧ください。

①については、取得後において全ての農地を効率的に利用されると思われます。

②については、該当しません。

③については、該当しません。

④については、本人の従事日数は150日程度であり、取得後の農地を適正に管理することに何ら問題ないと思われます。

⑤については、該当しません。

⑥については、問題ないと思われます。

以上、説明を終わります。

会長 それでは、現地調査を行っております。9番委員の永野委員から説明をお願いします。

○9番 9番委員の永野です。

先月の8月28日に、岡本会長と10番委員の井芹委員、事務局で現地調査を行いました。

申請された農地は大字田口字免ノ上に2筆、大字吉田字居屋敷に2筆あります。申請地にはキャベツ、白菜、大根、花木の栽培を計画されております。周辺の営農に支障を来すおそれのないことを報告いたします。

会長 ただいま、9番委員の永野委員から現地調査の報告、また、12番委員の田端委員

から農地法第3条第2項の各号いずれにも該当しないと説明があつたところです。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。何かございませんか。
なければ採決を行います。

許可することに賛成する方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。番号1番については、原案どおり許可することに決定をいたします。

それでは、続きまして、申請番号2番について審議したいと思います。

7番委員の外村委員から説明をお願いします。

○7番 7番委員の外村です。では説明します。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

以上です。

会長 それでは、申請土地の位置の説明を事務局からお願いします。

事務局 それでは説明いたします。5ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンで説明いたします。

申請地は赤色の部分でございます。こちらにふれあい広場がございまして、上早川上大谷の5筆につきましては、ふれあい広場から北東へ約1.1キロメートルの圏内に5筆、このように点在しております。上早川小原の申請地につきましては、そこから南東へ約155メートルのところに1筆、このようにございます。

場所の説明は以上です。

会長 続きまして、7番委員の外村委員から、農地の所有権移転について、農地法上問題がないか説明をお願いします。

○7番 7番委員の外村です。今回の申請は、申請人と相手方は親子で、申請人が相手方の農地の管理について相談され、了承を得られたので申請となりました。

それでは、申請された内容を農地法に照らし、問題がないか説明します。

お手元のラミネートの資料の「権利取得が農家の場合」ですが、今回は非農家の方になります。

①については、取得後において全ての農地を効率的に利用されると思われます。

②については、該当しません。

③については、該当しません。

④については、本人の従事日数は300日程度であり、取得後の農地を適正に管理することに何ら問題ないと思われます。

⑤については、該当しません。

⑥については、問題ないと思われます。

以上、説明を終わります。

あと一つですけど、草刈りでも何でもぴしゃっとされています、ここは。

以上です。

会長 現地調査を行っております。10番委員の井芹委員から説明をお願いします。

○10番 10番委員の井芹です。

先月の8月28日に、岡本会長と9番委員の永野委員、事務局で現地調査を行いました。

申請されている農地は大字上早川字上大谷に5筆、大字上早川字小原に1筆の合計6筆あります。

申請地には、水稻、栗、梅の栽培を計画されており、周辺の営農に支障を来すおそれのないことを報告いたします。

以上です。

会長 ただいま、10番委員の井芹委員から現地調査の報告、また7番委員の外村委員から、農地法第3条第2項の各号いずれにも該当しないと説明があったところです。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。ありませんね。

それでは採決を行います。

許可することに賛成する方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。番号2番については、原案のとおり許可することに決定をいたします。

続きまして、申請番号3番について審議したいと思います。

4番委員の上田委員から説明をお願いします。

○4番 4番委員の上田です。では説明します。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

以上です。

会長 それでは、申請地の位置の説明を事務局からお願いします。

事務局 それでは説明いたします。6ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンで御説明いたします。

申請土地は赤色の部分でございます。こちらに安津橋、熊本甲佐総合運動公園がございまして、番号3番の申請地は、こちら安津橋から西へ約1.4キロメートルのところに1筆ございます。

場所の説明は以上です。

会長 続きまして、4番委員の上田委員から、農地の所有権移転について、農地法上問題がないか説明をお願いいたします。

○4番 4番委員の上田です。

今回の申請は、申請人と相手方は親子で、申請人が相手方に農地の管理について相談され、了承を得られたので申請となりました。

それでは、申請された内容を農地法に照らし、問題がないか説明します。

お手元のラミネートの資料「権利取得が農家の場合」ですが、今回は非農家の方になります。

①については、取得後において全ての農地を効率的に利用されると思われます。

②については、該当しません。

③については、該当しません。

④については、本人の従事日数は60日程度であり、取得後の農地を適正に管理することに何ら問題ないと思われます。

⑤については、該当しません。

⑥については、問題ないと思われます。

以上、説明を終わります。

会長 現地調査を行っております。9番委員の永野委員から説明をお願いします。

○9番 9番委員の永野です。

先月の8月28日に、岡本会長と10番委員の井芹委員、事務局で現地調査を行いました。

申請された農地は大字船津字八瀬尾に1筆あります。

申請地には、唐芋、里芋、ナス、ネギ、トマト、キュウリ、ミカンの栽培を計画されており、周辺の営農に支障を来すおそれのないことを報告いたします。

以上です。

会長 ただいま、9番委員の永野委員から現地調査の報告、また4番委員の上田委員から、農地法第3条第2項の各号いずれにも該当しないと説明があったところです。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

本田委員。

○7番 これは、真ん中は駐車場か何かになっとっとですか。

会長 事務局。

事務局 今回、こちらが申請地でございまして、こちらが譲渡人さんの御自宅です。譲受人さんの御実家でもあります。こちらがですね。今回、ここが車が止められるような駐車場になっています。

○7番 その全体ですよね、駐車場のほうを含んで。

事務局 申請地は419平米で、こちらでございます。

○9番 段落ちになっています。駐車場があって、畑が下になります。

○7番 分かりました。

- 会長 よろしいですか。そのほかに何かございませんか。
- ほかにはないようでございます。それでは採決を行います。
- 許可することに賛成の方は挙手をお願いします。
- (賛成者挙手)
- 全員賛成と認めます。番号3番については、原案のとおり許可することに決定をいたしました。
- それでは続きまして、番号4番について審議をしたいと思います。
- 12番委員の田端委員から説明をお願いします。
- 12番 12番委員の田端です。説明いたします。
- (申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)
- 以上です。
- 会長 それでは、申請土地の位置の説明を事務局からお願いします。
- 事務局 それでは説明いたします。7ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンで説明いたします。
- 申請地は赤色の部分でございます。こちらに田口橋、JA上益城本所がございまして、今回の申請地につきましては、田口橋から北東へ約640メートルのところに1筆、このようにございます。
- 場所の説明は以上です。
- 会長 それでは続きまして、12番委員の田端委員から農地の所有権移転について、農地法上問題がないか説明をお願いします。
- 12番 12番委員の田端です。
- 今回の申請は、申請人が相手方に農地の管理について相談され、了承を得られたので申請となりました。
- それでは、申請された内容を農地法に照らし、問題がないか説明します。
- お手元のラミネートの資料「権利取得が農家の場合」ですが、今回は非農家の方になります。
- ①については、取得後において全ての農地を効率的に利用されると思われます。
- ②については、該当しません。
- ③については、該当しません。
- ④については、本人の従事日数は150日程度であり、取得後の農地を適正に管理することに何ら問題ないと思われます。
- ⑤については、該当しません。
- ⑥については、問題ないと思われます。
- 以上、説明を終わります。

会長 現地調査を行っております。10番委員の井芹委員から説明をお願いします。

○10番 10番委員の井芹です。

先月の8月28日に、岡本会長と9番委員の永野委員、事務局で現地調査を行いました。

申請されている農地は大字白旗字薬師に1筆あります。

申請地には、柿の栽培を計画されており、周辺の営農に支障を来すおそれのないことを報告いたします。

会長 ただいま、10番委員の井芹委員から現地調査の報告、また12番委員の田端委員から、農地法第3条第2項の各号いずれにも該当しないと説明があつたところです。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

上村委員、どうぞ。

推進委員 地元ですが初めて聞きます。宅地の利用についてお聞きします。

会長 事務局。

事務局 事務局から回答いたします。

まず、宅地の利用についてということなんですかと、今回購入される宅地がこちらにございます。今回、こちらのもともとの所有者の方が亡くなられて、譲渡人の娘さんが相続をされていました。

申請に至った経緯を説明しますと、こちらを今回、司法書士である譲受さんが購入されまして、司法書士さんが、成年後見人のセミナーですとか、あと身寄りのない高齢者の支援とか地域の方の交流の場として活用したいということで、今回こちらの宅地を購入されるということで、農地もついているということで、今回、所有権移転を申請されています。

以上です。

会長 上村委員、よろしいですか、理由は。家を買われて、それについていたということ。

推進委員 今、空き地だけん分かっとするけど、利用者がどういう使い方されるか、ちょっと……。

○7番 じゃあ、住まれるわけじゃなかつですたいね。セミナーか何かに使われるごたつと。

会長 事務局どうぞ。

事務局 すいません、もう一度説明します。

実際そこに住まれるための購入ではなくて、司法書士としての活動拠点として、今回購入されるというふうに伺っております。

○7番 これは、場所的には、この間お医者さんの買われたところのもう少し北側というか北東側になりますね。

会長 そんな感じですね。外村さんの言われるとおり、ちょっと北側になります。

○7番 分かりました。

会長 ほかに何か御意見ございませんか。

それでは、ほかにはないようでございます。

採決を行います。

許可することに賛成する方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。番号4番については、原案どおり許可することに決定をいたします。

それでは、続きまして、申請番号5番について審議したいと思います。

12番委員の田端委員から説明をお願いします。

○12番 12番委員の田端です。では説明します。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

以上です。

会長 それでは、申請土地の位置の説明をお願いします。

事務局 それでは説明いたします。8ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンで御説明いたします。

申請土地は赤色の部分でございます。こちらに県道嘉島甲佐線が走っております。また、ネットトヨタさんがこちらにございます。今回の申請地は、ネットトヨタさんから東へ約510メートルのところに1筆ございます。

場所の説明は以上です。

会長 それでは、続きまして、12番委員の田端委員から、農地の所有権移転について農地法上問題がないか、説明をお願いします。

○12番 12番委員の田端です。

今回の申請は、申請人が相手方に農地の管理について相談され、了承を得られたので申請となりました。

それでは、申請された内容を農地法に照らし、問題がないか説明します。

お手元のラミネートの資料の「権利取得が農家の場合」ですが、今回は非農家の方になります。

①については、取得後において全ての農地を効率的に利用されると思われます。

②については、該当しません。

③についても、該当しません。

④については、本人の従事日数は300日程度であり、取得後の農地を適正に管理することに何ら問題ないと思われます。

⑤については、該当しません。

⑥については、問題ないと思われます。

以上、説明を終わります。

会長 現地調査を行っております。9番委員の永野委員から説明をお願いします。

○9番 9番委員の永野です。

先月の8月28日に、岡本会長と10番委員の井芹委員、事務局で現地調査を行いました。

申請された農地は大字白旗字村下に1筆あります。

申請地には、米の栽培を計画されており、周辺の営農には支障のないことを報告いたします。

会長 ただいま、9番委員の永野委員から現地調査の報告、また12番委員の田端委員から、農地法第3条第2項の各号いずれにも該当しないと説明があったところです。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。

本田委員、どうぞ。

○1番 今、田端委員の説明の中で、従事日数は300日とありましたけど、これ面積からすると2畝ぐらいでしょう。2畝ばすると300日かかるんですか。農業はどうされているんでしょうか。わざわざ300日と書かないといけないのかと思って。

事務局 事務局から回答いたします。

今の御質問に対しては、まず申請された御経緯から説明をさせていただきます。もともと譲渡人と譲受人さんは遠い御親戚で、譲受人のお父様がずっと耕作をされてこられました。このお父様が高齢で身体に障害があるので耕作ができないということで、今回、親戚に当たる譲受さんが農地を引き受けられるということになっています。

これまで、譲受さんはお父さんと一緒に農業を手伝っていらっしゃって、本人さんの耕作面積はゼロなんですけども、お父様の耕作面積が、もともと甲佐町の方なので7筆あって、全部で6,166平米お持ちです。耕作されるというところで、ほかの農地も合わせてされるということなんんですけど、まず今回は所有権移転でこの農地ということでの御申請になったと伺っています。

○1番 だから農地はゼロになってるでしょう。

事務局 はい。

○1番 農地がゼロで、2畝を300日かかってするのかなと思って。

事務局 譲受人御名義での農地はありませんが、お父様と合わせると、7筆で田が6,166平米おあります。

会長 それで理解がいったと思います。

事務局 農業を300日はされているというふうに伺っています。

- 推進委員 地元から補足します。●●と▲▲は親子です。この■■は、今現在、7筆ぐらい、約8反を耕作しております、実際に。この2畝を含めてですね。
- 1番 なら、さっさんわけですか。
- 7番 おやじさんの名前になつたるけんやろ。
- 事務局 そうなんです。お父様で御住所も違うので世帯を分けて。御住所が御一緒だったら世帯も御一緒で面積を出すんですけど、お父様の御住所が違うもので、本人さんの面積だと……。
- 推進委員 おじいちゃんは川尻ですね。おやじはもともと山出の人ばってんがですね。●●さんとは親戚関係で。
- 7番 おやじさんは山出におんなつですか。
- 推進委員 おやじは川尻。■■のところ。
- 1番 そぎやんであれば説明の段階でせにやん、今んとは。これだけで300日って思うけんたい。
- 7番 だけん、今しようとは農機具んごたつとはどげんしよらすとですか。
- 事務局 農機具もお持ちということです。
- 推進委員 農機具は●●さんのところに預けてあります、トラクターば。だけん、こういうふうに宅地ば売らすなら機械を置くところがなかですたい。話し合って、小屋があるけん、借りらすかもしれんばってんがですね。
- 会長 最適化推進委員と当局の説明で大体分かったと思いますけど。
- 1番 分かるとは分かるけど説明の仕方がですね。
- 事務局 申し訳ございません。事前に御説明すればよかったです。
- 1番 説明の仕方ば考えたがよかと思いますよ。
- 会長 以後は、事務局、そういうことでよろしくお願ひします。
- ほかに何か御意見ございませんかね。
- ほかにはないようございます。採決を行います。
- 許可することに賛成する方は挙手をお願いします。
- (賛成者挙手)
- 全員賛成と認めます。番号5番については、原案どおり許可することに決定をいたします。
- それでは、続きまして、議案第23号、農地法第5条許可申請書審議についてを議題といたします。
- 事務局長 事務局長から説明をお願いします。
- 事務局長 それでは、9ページをお願いします。議案第23号、農地法第5条許可申請書審議について。
- 農地法第5条第1項の規定に基づき、別紙のとおり許可申請がありましたので、

意見の決定を求めるものです。

令和7年9月10日提出、甲佐町農業委員会会長名です。

以上になります。

会長 ありがとうございます。それでは、10ページをお願いします。

議案第23号、農地法第5条許可申請書審議調書の番号1番から5番は、同一事業による転用申請ですので一緒に審議したいと思います。

番号5番の相手方（譲渡人）は、5番委員の坂本委員です。農業委員会に関する法律第31条及び甲佐町農業委員会会議規則第11条に、参与の制限がありますので、この規定に該当しますので、審議が終わるまで退席をお願いします。

（坂本委員退出）

それでは、6番委員の井本委員から説明をお願いします。

○6番 6番委員の井本です。それでは、番号1番から5番について説明いたします。

（申請人の状況・譲受人の状況・申請土地の状況・転用の目的・契約の種類・転用の理由を読み上げ）

会長 それでは、続きまして、事務局から申請地の位置の説明をお願いします。

事務局 御説明申し上げます。お手元の資料11ページに地図を添付しておりますけれども、前のスクリーンで御説明申し上げたいと思います。

今回の申請地につきましては、真ん中に赤く示している所でございます。真ん中に九州自動車道が通っております、右上、緑川パーキングエリア、左手ですね。それと、その下に県道小川嘉島線がこのように通っております、左側3分の1、こちらがもう熊本市城南町になります。右下が府領の集落ということで。

場所については以上でございます。

会長 それでは、続きまして、転用申請に係る可否の判断について、6番委員の井本委員から説明をお願いします。

○6番 6番委員の井本です。それでは説明します。

今回の申請は、事業の拡大に伴い、既存施設が手狭になったために転用申請をするものです。

転用申請に係る可否の判断として、申請された内容を農地法に照らし、問題がないかどうか説明します。それでは、お手元のラミネート資料の「転用申請に係る可否の判断」を御覧ください。

①については、今回の申請地は農振農用地ではありません。農地の状況としては、周囲を宅地と高速道路に接し、拡がりも10ヘクタール以下であるため第2種農地に該当すると思います。

②については、第2種農地の転用は「申請に係る農地に代えて、周辺の他の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することができると認めら

れる場合には、原則として許可を「することができない」とされておりますが、ほかに適地がないため、例外的に転用は可能だと思います。

③については、残高証明書も添付されているため、事業の実現性については問題がないと思います。

④については、「道路の高さに擦りつける程度の軽微な造成で、土砂流出の防止のためコンクリートブロックを施工する」とされているため、周囲の営農に支障を及ぼすおそれはないと思います。

⑤については、問題ないと思われます。

⑥については、今回の申請は仮設工作物ではないので該当しません。

以上、説明を終わります。

会長 現地調査を行っております。10番委員の井芹委員から説明をお願いします。

○10番 10番委員の井芹です。

先月の8月28日に、岡本会長、永野委員、事務局で現地調査を行いました。

申請地は、大字府領字下原にある集落に接した農地7筆で、第2種農地に該当すると思いますが、ほかに適地がないため、転用は例外的に可能だと思います。

以上です。

会長 ただいま井芹委員から現地調査の報告、また、6番委員の井本委員から、転用申請に係る可否の判断である農地法第4条第6項第1号のイ及びロのいずれにも該当せず、他に適地はなく、例外的に転用は可能と判断との説明があったところです。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手のうえ発言願います。

外村委員。

○7番 既存施設が手狭になったためにとしてありますが、ここには全然なかっでしょう、そぎやん施設は。

会長 事務局、どうぞ。

事務局 外村委員のおっしゃるとおりです。熊本市の事業所が手狭になって、こちらのほうの仕事が増えてきたので甲佐町に探していたらここがということで、今回、申請が上がっているところです。

以上です。

会長 外村委員のほかに、御質問、何かございませんか。

ほかにはないようでございます。

それでは、採決を行います。

許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。

それでは、番号1番から5番につきましては、当農業委員会としましては許可相

当の意見を付して県のほうへ送付してまいります。

坂本委員の入室を認めます。

(坂本委員入室)

それでは、議案第24号、農地中間管理事業の推進に関する法律、第19条第3項の規定による意見の聴取についてを議題といたします。

事務局長から説明をお願します。

事務局長 それでは、12ページをお願いします。

議案第24号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による意見の聴取について。別紙のとおり諮問がありましたので、意見の決定を求めるものです。

令和7年9月10日提出、甲佐町農業委員会会長名です。

次の13ページをお願いします。

甲農第893号、令和7年8月26日提出、甲佐町農業委員会会長、岡本篤幸様。甲佐町長、甲斐高士。

農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による聴取について(諮問)。

農用地利用集積等促進計画について御説明いたします。

農用地利用集積等促進計画につきましては、農地中間管理事業に関する法律第19条第3項の規定により、農業委員会に意見を聞くこととなっておりますので諮問いたします。

今回の計画につきましては、令和7年11月1日貸付け開始分の申請です。

本日の総会で御審議いただきますのは、農用地利用集積等促進計画につきましては、田が10筆の14,685平米、畑が4筆の3,720平米となります。

委員の皆様に審議していただくのは新規の案件となります。詳細は事務局から説明いたします。

会長 それでは、14ページをお願いいたします。議案第24号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による聴取について審議をいたします。

審議に入る前に、事務局より事前に説明がありますので、それでは事務局から説明をお願いします。

事務局 ありがとうございます。前回の定例会のときにも御説明をしているんですが、議案書の契約区分の箇所につきまして、「新規」と記載しております理由について御説明申し上げます。

これまで、農業経営基盤強化促進法による相対契約や農地法第3条による使用貸借契約をされていた方で、今回契約期間満了を迎えて、中間管理機構を介し貸借契約を申請されている方につきましても、全て「新規」と記載しておりますこと

を申し添えます。

事前説明については、以上でございます。

会長 それでは、番号1番について審議したいと思います。事務局から説明をお願いします。

事務局 説明します。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

続きまして、申請地の位置の説明をいたします。16ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンで御説明いたします。

申請地は赤色の部分でございます。こちらに田口橋がございまして、今回の番号1番の申請地は、こちら田口橋から北西へ約950メートルのところに2筆、このように隣接しております。

続きまして、相手方の状況について説明いたします。番号1番の相手方は認定農業者で、主に米、麦、大豆の作付をされております。今回の申請地につきましても米、麦、大豆の作付を計画されておりまして、集積後は効率よく利用できると思われます。

説明は以上です。

会長 ただいま事務局から説明があったところです。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。

本田委員。

推進委員 「経営規模拡大」と書いてあるけれども、何十年も前から作っていて経営規模拡大になるんですか。新規じゃないんですね。もう何十年も前から作っているわけよ、この人が。それが理由のところが経営拡大となっているから、経営拡大という理由になるんですかという話。

会長 事務局、どうぞ。

事務局 事務局から御回答申し上げます。

これまで、今、推進委員のほうからありましたように、譲受人さん——相手方の方が、経営基盤強化促進を相対契約で貸し借りをされて耕作をされていました。今回、契約期間が満了になったため、中間管理機構を通した契約で貸借契約を結び直しております。一旦、契約期間を満了されると、今まで耕作されていた農地の面積が、所有者の方に、元々の出し手の方に一旦返されますので、今回また新規での御申請ということですので、一旦減った面積でまた耕作される権利を受けられると面積が増えるので経営規模拡大……。

推進委員 その理由をそのまま入れられないよという話。要するに、今まで通常契約よね。農政課とのね。それが結局、今回はそれがなくなったから中間管理機構を通しなさ

いよという話なんですね。そういう理由をここに入れられないんですか。そしたら何も説明する必要ないです。当たり前で、今度、法人はいっぱいこれをせにやいかんとよ、2月までに何十町って。だから、その辺を入れていかないと、これは物すごく説明が難しいよね。そして今度法人は、中間管理機構を通している分と別途契約している分があるんですね。そしたら、それが全部新規になるんですね。ただし、法人の台帳の中にそれは全部入っているんですよ。だから、その辺の理由の内容をもうちょっと考えてくださいというのが私の話。

会長 質問の内容は分かりました。ただ、今まで基盤法でいってたのが、それができなくなつたから今度こうしたという説明だけど、そこら付近はたい、ちょっと後日でもいいから中間管理機構に確認してみて。ほかの委員会がどうしているのかね。言われるように、ちょっと合点のいかない部分もあるものだから、こういう意見がありましたからというふうなことで。そしてから審議しよう。

本田委員、それでよろしいですか。

推進委員 はい、いいです。そうでないと見えないよね。閑小作ならば本当の契約者が分からんんですよ。法人経営は契約してるから全部分かります。それ以外は分からんんですよ。そういうことです。

会長 では、事務局で確認して、そして後日またこの分は諮りましょう。

本田委員のほかに何か御意見ございませんか。

それでは、ほかにはないようでございますので採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。番号1番については、原案のとおり決定をいたします。

続きまして番号2番について審議したいと思います。

事務局から説明をお願いします。

推進委員 それとね、ごめん。1番の地権者の年齢が違うんだけど。

▲▲さん？

推進委員 はい。約10年違います。20年違うか。だけん72じゃないかと思います。

事務局 失礼いたしました。73歳でございます。申し訳ございません。修正をお願いいたします。

会長 年齢のところは、訂正をお願いしたいと思います。

それでは、続きまして番号2番について審議したいと思います。

事務局から改めて説明をお願いします。

事務局 失礼いたしました。それでは番号2番の説明をいたします。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

続きまして、申請地の位置の説明をいたします。17ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンで説明いたします。

申請土地は、こちら赤色の部分でございます。こちらに安津橋、星の川団地がございまして、今回、番号2番の申請地は、安津橋から北西へ約480メートルのところに1筆ございます。

次に、相手方の状況について説明いたします。番号2番の相手方は認定農業者で、主に米、飼料用作物の作付をされています。今回の申請地にも飼料用作物の作付を計画されておりまして、集積後は効率よく利用できると思われます。

説明は以上です。

会長 ただいま事務局から説明があったところです。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。何か御意見はございませんか。

それでは採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。番号2番については、原案のとおり決定をいたします。

それでは、続きまして番号3番について審議したいと思います。

この案件の相手方（受け手）は、5番委員の坂本委員です。農業委員会等に関する法律第31条、甲佐町農業委員会会議規則第11条に参与の制限がありますので、この規定に該当しますので、3番の審議が終わるまで坂本委員の退席をお願いします。

(坂本委員退出)

それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局 説明いたします。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

続きまして、申請地の位置の説明をいたします。18ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンで説明いたします。

申請地は赤色の部分でございます。こちらに田口橋がございまして、こちらにグリーンセンターがございます。番号3番の申請地は、こちらグリーンセンターから北東へ約350メートルのところに一筆ございます。

次に、相手方の状況について説明いたします。番号3番の相手方は認定農業者で、主に米、麦、大豆の作付をされています。今回の申請地にも米、麦、大豆の作付を計画されておりまして、集積後は効率よく利用できると思われます。

説明は以上です。

会長 ただいま事務局から説明がありました。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。
質問もないようでございます。
採決を行います。
それでは、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。番号3番については、原案のとおり決定をいたします。
坂本委員の入室を認めます。

(坂本委員入室)

それでは、続きまして番号4番について審議をいたします。
事務局から説明をお願いします。

事務局 説明いたします。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

続きまして、申請地の位置の説明をいたします。19ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンで御説明いたします。

申請土地は赤色の部分でございます。こちらに熊本ダイハツ販売株式会社さんがございまして、こちら、甲佐町から熊本市方面に県道嘉島甲佐線が走っております。今回の申請地は、こちら熊本ダイハツ販売株式会社さんから北へ約96メートルのところに1筆ございます。

次に、相手方の状況について説明いたします。番号4番の相手方は認定農業者で、主に米、麦の作付をされています。今回の申請地にも米、麦の作付を計画されておりまして、集積後は効率よく利用できると思われます。

説明は以上です。

会長 ただいま事務局から説明がありました。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。

それでは採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。番号4番については原案のとおり決定をいたします。

それでは、続きまして番号5番について審議したいと思います。

事務局から説明をお願いします。

事務局 説明いたします。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

続きまして、申請地の位置の説明をいたします。20ページに地図を添付しております

ますが、前のスクリーンで御説明いたします。

申請地は赤色の部分です。こちらに県道嘉島甲佐線が走っております。こちらに熊本ダイハツ販売株式会社さんがございます。今回の申請地は、熊本ダイハツ販売株式会社さんから南西へ約220メートルの芝原字芝原第二に1筆、ここから南西へ180メートルの吉田字吉田第二に1筆、吉田の申請地の1筆のもう1筆が、そこから北へ約553メートルのところに1筆、このように3筆点在しております。

次に、相手方の状況について説明いたします。番号5番の相手方は認定農業者で、主に米、麦、大豆の作付をされています。今回の申請地にも米、麦、大豆の作付を計画されておりまして、集積後は効率よく利用できると思われます。

説明は以上です。

会長 ただいま事務局から説明があったところです。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。何かございませんか。田上委員。

推進委員 基本的なことやけん質疑が難しいんですが、芝原という土地は入り組んでいるんですか。いや、私は左側が吉田だと思っていましたが、左側に芝原って入っているもんだけん、ちょっと「ん？」と思って質問しました。

会長 田端委員、詳しいだろう。

○12番 基本的なあれば説明します。

事務局 地図を出します。

○12番 水路ですが、今の真ん中の赤いところの右に排水路があるんですけど、こちらに芝原第二があって、そこで曲がって延びて右側が芝原第二、左が吉田第二になります。ちょうど角が入り組んでクランクになっています。どうしてそうなったかは知りません。

推進委員 単純に県道で分離しているというわけでもないですね。

○12番 ではないです。

推進委員 分かりました。

会長 ほかに何かございませんか。

ほかにないようでございます。

採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。番号5番については原案のとおり決定をいたします。

続きまして番号6番について審議したいと思います。

事務局から説明をお願いします。

事務局 説明します。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

続きまして、申請地の位置の説明をいたします。21ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンで御説明いたします。

申請地は赤色の部分でございます。こちらに甲佐小学校がございます、そこから西側に定住促進住宅、サンコーポラスさんがございます。今回の申請地は、サンコーポラスの駐車場の横に3筆、このようにございます。そのうちの一番端っこにあるところに2筆ですね、畔が倒れてる状態で2筆隣接しております。

次に、相手方の状況について説明いたします。

番号6番の相手方が認定新規就農者で、主に米の作付をされています。今回の申請地にも米の作付を計画されておりまして、集積後は効率よく利用できると思われます。

説明は以上です。

会長 ただいま事務局から説明がありました。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。

質問もないようでございます。

それでは採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。番号6番については原案のとおり決定をいたします。

それでは、続きまして15ページをお願いします。番号7番について審議をいたします。

この案件は、農地中間管理機構を活用した農業経営基盤強化促進法に基づく農地の売買で、熊本県農業公社が所有者の方から農地を買い上げる案件です。

それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局 説明いたします。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

続きまして、申請地の位置の説明をいたします。22ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンで御説明いたします。

申請地は赤色の部分でございます。こちらに県道御船甲佐線が走っております、宇城鉄筋がこのようにございます。今回、申請番号7番の申請地は、こちら赤色の部分ですね。緑の部分が申請番号8番の申請地なんですけども、番号7番の申請地は、宇城鉄筋から北西約270メートルのところに1筆ございます。

以上で説明を終わります。

- 会長 ただいま事務局から番号7番について説明があったところです。
それでは、これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。
質問もないようでございます。
それでは採決を行います。
原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
(賛成者挙手)
全員賛成と認めます。番号7番については原案のとおり承認をいたします。
続きまして、番号8番について審議したいと思います。
この案件も、農地中間管理機構を活用した農業経営基盤強化促進法に基づく農地の売買で、熊本県農業公社が所有者の方から農地を買い上げる案件です。
それでは、事務局から説明をお願いします。
事務局 説明いたします。
(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)
続きまして、申請地の位置の説明をいたします。23ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンで御説明いたします。
今回、申請番号8番の申請地につきましては、先ほど御説明いたしました番号7番の申請地の横に、このように畔が倒れた形で1筆ございます。
以上で説明を終わります。
会長 ただいま事務局から番号8番についての説明があったところです。
これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。
外村委員、どうぞ。
○7番 これ見たら、今、耕作しようとでしょう。
会長 事務局、どうぞ。
事務局 回答いたします。実際に耕作は、同じ方が買われるということです。
○7番 公社が買わすとじやなかと。
事務局 一旦公社が買った農地を同じ方にお売りになられるので。
○7番 なら、この次また出てくるわけ、この話が済んだら。
事務局 はい、さようござります。
○7番 いっぺんに出しつければいいのに、面倒くさい。すいません。
会長 ほかに何かございませんか。
それでは採決を行います。
原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
(賛成者挙手)
全員賛成と認めます。番号8番については、原案のとおり承認をいたします。

それでは、続きまして番号9番について審議したいと思います。この案件も、農地中間管理機構を活用した案件です。

それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局 説明いたします。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

続きまして、申請地の位置の説明をいたします。24ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンで御説明いたします。

申請地は赤色の部分でございます。こちらに宇城鉄筋さんがございまして、そこから北東へ約170メートルのところに1筆、このようにございます。

以上で説明を終わります。

会長 ただいま事務局から番号9番について説明があったところです。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。

質問もないようでございます。

それでは採決を行います。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。番号9番については原案のとおり承認をいたします。

ここで24番まで終わりました。ここで3時まで休憩をしたいと思います。

休憩 午後2時50分

再開 午後3時00分

会長 それでは、再開をいたします。

冒頭、先ほど本田委員から質問がありました経営規模拡大の件で、ちょっと事務局で検討いたしまして、先に延ばすよりも、この会議で解決したらということもありましたので、その内容について、今から事務局から説明をいたしますので、よろしくお願ひします。

事務局 先ほど、本田推進委員のほうから御指摘があったところで、農用地利用集積等促進計画の移動理由、経営規模拡大のところなんですが、これまで農業経営基盤強化促進法で貸し借りをされていらっしゃった方で、契約期間を満了になられ、今回、中間管理機構で新たに貸し借りをされる件につきましては、この移動の理由のところが経営規模拡大ではなく、今般、農業経営基盤強化促進法からの借換えというふうに表現を変えたいと思います。申し訳ございませんでした。

会長 本田委員、よろしいですかね。

推進委員 はい、よろしいです。

事務局 農業経営基盤強化促進法からの借換えということで。

- 12番 訂正せんやろう。
- 事務局 はい、今回はこれで進めます。次回からこのように表記を変えますので。申し訳ございません。
- 推進委員 結構出でますのでね。もちろん法人のほうです。
- 会長 いっぱい出でますので。
- それでは、続いて会議を進めてまいります。
- 続きまして、議案第25号、農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更についてを議題といたします。
- 事務局長から説明をしますが、今回の議案については、質疑に応対するため、農政課の整備係と経営係より担当者の出席を願って会議を進めてまいりたいと思います。そういうことで、お二人の出席を認めますので、よろしくお願ひします。
- それでは、お二人から自己紹介をお願いしたいと思います。
- 事務局 農政課の整備係長をしております久米といいます。よろしくお願ひします。
- 事務局 農政課の経営係長をしております西住と申します。よろしくお願ひします。
- 会長 それでは、事務局長から説明をお願いします。
- 事務局長 それでは、25ページをお願いします。議案第25号、農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更について。
- 農業振興地域の整備に関する法律、施行規則第3条の2第1項の規定に基づき、別紙のとおり諮問があつたため、意見の決定を求めるものでございます。
- 令和7年9月10日提出、甲佐町農業委員会会長名です。
- 次の26ページをお願いします。
- 甲農第915号、令和7年9月1日、甲佐町農業委員会会長、岡本篤幸様。甲佐町長、甲斐高士。
- 農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更について（諮問）。このことについて農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第1項の規定に基づき、農地法上問題がないか諮問します。
- 詳細については、事務局から説明いたします。
- 事務局 それでは、27ページを御覧ください。
- まずは番号1についてです。変更しようとする土地の所在、区域の番号、用途区分、変更後の土地の用途については、27ページから29ページに記載しております119筆の3万6,013平米になります。
- 場所については30ページに添付しておりますが、前のスクリーンで御説明申し上げます。
- まず、左上に乙女橋、右下のほうに甲佐大橋がありまして、緑川右岸部、黄色の部分が現在の農業振興地域、41.6ヘクタールあります。今回の農振編入予定地は、

緑色の部分、27 ページから 29 ページにありますが、119 筆の 3.6 ヘクタールが今度予定されてまして、編入後の総面積は 45.2 ヘクタールとなります。

今回の編入理由は、当該地域において基盤整備事業を実施するためのものであり、事務局としましては、当該地域を農業振興地域に編入し基盤整備をすることによって、農地の集約化、作業効率及び生産性の向上につながるため、農地法上問題ないと考えます。

以上です。

会長 ただいま事務局から、農業振興地域整備計画の農用地利用計画の変更について、甲佐町長からの諮問の案件、番号 1 について説明があったところです。

ここで何か御意見ありますか。質問はございませんでしょうか。

田上委員、どうぞ。

推進委員 グリーンの部分は、今まで振興地区でなかったところの編入ということですね。そげな理解でよかですか。

会長 事務局。

事務局 田上推進委員さんのおっしゃるとおりです。

推進委員 その外れとった理由は何ですか。今度編入するというならば、その外した理由は何だったんだろう。

会長 どうぞ。

事務局 もともと農振地域にするときに入れてなかつたことが理由かと思います。

推進委員 農振地に 1 番から入れてなかつたんですか。

事務局 外したというわけじゃなくて、見直しを何度もやっているんですけども、そのときにもずっと入れずにここまで来たということだと思います。

推進委員 分かりました。

会長 本田委員。

推進委員 これは田んぼみたいに見えるけど、糸田地区の場合は畑が結構あるんですね。堤防沿いはほとんど畑になっていると思うんですね。基盤整備されてから、その畑は水田に変わるとか、それとも畑になるとか。

もう 1 点、それと、この中でね、田んぼの真ん中に網かけがありますね、何枚か。これはどういう意味でしょうか。5 まであるんです。ああ、6 枚か、小さいのも含めると。

事務局 今の畑の基盤のことについてなんですが、一応畑は畑で、今まだ計画は、図面は出来てないんですけども、計画では、一応基本的に畑は畑というところで、まずは、2 か所に寄せる計画になっております。一応斜線の部分に関しては反対というか、加わらないという形で、そこは一応外してあります。

推進委員 それが問題なんですよ。それで、うちの地区もで加わってないところあるけん、変

な用水路と変な道があるんです。だから、その辺はやっぱり考えてないと。要するに農地を広くして効率を上げようとしているんだけど、その真ん中にはぽつんぽつんとこういうのが出てきたら大変ということです。

それと、私、前に回ったことあるんですけど、糸田地区は用水路じゃなくて、上の田んぼから水をもらっている田んぼがあるんですね。その辺をきれいに基盤で選り分けられるかどうか。物すごく糸田地区は難しいんですね。調査で回ったことがあるんだけど。だから、効率を上げるんだったら、そういうのをなくさんと効率は上がらないのではないかというのが私の意見です。

会長 事務局、どうぞ。

事務局 詳しい設計に関しては、現在は申請の前の段階なので、どうするかという大体のぼやっとした計画はあります。で、採択された後に詳細設計に入るんですけども、現在、一応パイプライン式の水の確保というか、その方法で水を各田んぼに確保することになっております。それは詳細設計になって変わるかもしれませんけども、現在のところはそういう計画で進めております。なので、田越しではなく、パイプラインを通しての用水路などを設置しての取水になるかと思います。

以上です。

会長 ほかに何か御意見ございませんか。

○5番 そしたら、1筆ごとの面積というか、それは何反になりますとか、そういうのはありますか。

事務局 基本的に、1枚当たり大体30アールですね、3反を考えております。

会長 ほかに何か。井上委員。

推進委員 これをちょっと見てみると、糸田の集落内の宅地と宅地の間のようなところで、非常に小さいところまで、今回、圃場整備の区画に入れてあるということは、将来は宅地化するとか何かなった場合に、非常に将来的な、地域によって違うんでしょうけど、支障を来すおそれもあるんじゃないかなという。あんまり一つの団地としてまとまったところをあんまり……。宅地の中までずっと見てみると、入り込んで圃場整備の対象地域に含まれているようなので、その辺は何も支障はないんですか。

会長 どうぞ。

事務局 予定地域は地区の方に決めてもらっておりますので、そこはこちらとしては問題ないと思っております。

会長 合意を得てることやな。

事務局 そうです。

推進委員 地域がそういうことであれば、特に問題ないかと思います。

事務局長 補足で言いますと、平成27年から検討委員会をずっと重ねていらっしゃいます

ので、多分問題はないという判断です。

会長 まあ、長年の懸案とかがあるようです。

そのほかに何か御意見ございませんか。

推進委員 さっきのような飛地であるのが問題なのは誰しも分かると思います。今後の説得とか……。そういうのは今まで努力されたんでしょうけれども、なかなか厳しいのは何個も見てきています。理由は何ですか。将来的なことを考えれば当然それでいいような気がするんですが。

事務局長 私が聞いている範囲は、検討委員会で説得には行かれています。もう何回もですね。ただ、やっぱり先祖代々の土地の形が変わったりするのも嫌で、例えば道路沿いであれば、そこが一番いいから、そこを整備すればどこに行くか分からんという理由など幾つかあるみたいです。

推進委員 厳しかですね。

会長 田上委員のほかに何か御意見ございませんか。

田端委員。

○12番 区画整理は、この緑のところだけをするんですか。黄色も全部するんですか。で、3反に全部直すということですか。そうですか。

○7番 甲佐大橋の下、あの辺は畠になっとるでしょう、今そこは。その辺も畠ですか。

事務局長 あくまでも地目が畠であれば畠です。

○7番 広かほうが確かによからうばってん、作る者のおるとな。

事務局長 部落の総意だけんですね。

○12番 これは予定では何年計画ですか。

会長 どうぞ。

事務局 今の予定では、令和8年度採択で、順調に行って令和21年までの計画を考えております。大体13年間ですね。

○5番 10アール当たりの大体の工事費というか、そういったやつは、ある程度の予測単価は出とですか。

事務局 まだちょっと詳細設計に入っておりませんので、そこはちょっと……。今、これくらいと言うと振れ幅が多分大きくなるので、ちょっとすいません、そこは。

○12番 その感じで地元の人たちにも説明しているんですか。負担の話だろう。自己負担よね。

事務局 地元の方には大体の金額は話しているんですけども。ただ、まだ詳細に入っていませんので、ちょっとすいません。

○12番 こっちは大丈夫。

推進委員 3反区画で実施する予定は分かったばってんが、3反以上の圃場というのはつくらないんですか。例えば広いところは1町歩ぐらいのところとか、はたして今から

農家が減るので、効率化を考えるならば、そういう圃場もその中に含まれてもいいのかなと個人的には思います。

事務局 今のところ3反区画で予定しております。もし調整の中で皆さんと話し合う中で、そういった1町歩区画とか、そういったやつができるかもしれませんけど、今のところ1区画3反で整備する予定です。

○7番 真ん中の緑のところの村の中んとは、したっちゃしたしたこでしょう、そこば整備したっちゃ。で、畑でしょう、そこは。

事務局 畑と田んぼが入り組んでるというわけじゃないんですけど、畑の部分と田んぼの部分に分かれています。

○7番 そいけん、そぎやん広う取らるっとかな、そこで。それは難しかろう。

○12番 だけん、狭いところは狭いところであっとですよ、多分。基本的に3反だけど、こぎやんところは多分無理やもん。だけん、きれいに長方形になるとか。

○7番 だけん、ついでにきや一せいというところたい、いうなら。そぎやん言うといかんばってんが。

会長 皆さんいろいろ意見はあると思いますが、基本的には集落の合意が何しろ優先しますので、長年の懸案ということもありますので、そういうことで、集落もやっと腰を上げたというところで、事業そのものは前向きにやっていただければ価値は十分あると思います。ただ、問題はこれからいろいろ出てくると思います。

それで、最終的には農業委員会としても結論を出していきたいと思いますので、農業委員会としては、今、事務局からもいろいろお話をありましたが、集落の意向を反映しながら前向きに問題ないよということで答申をしたいと思いますが、よろしいですか。

じゃあ、この問題については問題なしということで意見を集約していきたいと思いますので、よろしくお願いします。

それでは続きまして、番号2番について審議したいと思います。

この案件の関係者は、12番委員の田端委員です。農業委員会等に関する法律第31条及び甲佐町農業委員会会議規則第11条に参与の制限がありますので、この規定に該当しますので、審議が終わるまで退席をお願いします。

(田端委員退出)

それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは31ページを御覧ください。

番号2について説明します。変更しようとする土地の所在、区域の番号、用途区分、変更後の土地の用途については、31ページに記載しております2筆になります。

場所については、32ページに添付しておりますが、前のスクリーンで御覧ください。

場所は芝原集落と吉田集落がありまして、その間に県道嘉島甲佐線が走っております。この県道嘉島甲佐線から吉田集落に入る、赤線で表記されている2筆となります。

説明は以上です。

変更しようとする理由は、令和7年2月18日付甲佐町公告第18号で、特定建築条件付売買予定地として農振除外の変更のあった農地につきまして、令和7年9月1日付で農振除外の申出を取下げの申出——1回、農振除外もあったんですけど、それを取下げの申出があったため、農振農用地の再編入をするためです。

取下げの理由は、事業者から事業の計画を遂行するに当たり、当初計画より大幅な計画変更が生じたため、事業計画の見直し等検討したが、事業遂行は困難と判断し、取下げの申出をされました。

のことにより、再度、農業振興地域に編入されれば、農地法の目的である農地の農業上の利用の確保になるので、農地法上は問題ないと考えます。

以上でございます。

会長 ただいま事務局から、農業振興地域整備計画の農用地利用計画の変更について、
 諮問案件の番号2番についての説明があったところです。説明の内容については、
 今事務局から詳しく申しましたのでお分かりかと思いますが、この案件について御
 質問は何かございませんか。

推進委員 現状はどがんですか。

会長 現状はそのままですね。

推進委員 現状はそのまま。

事務局長 田んぼのままですね。

推進委員 所有権とか何とか、この■■不動産が所有権持ってる……。

会長 いや、そこまで。

事務局長 じゃない。

会長 計画を実行する段階で大きな問題が出てきたからちょっと難しいという判断に至ったんでしょうね、事業者が。だから買いませんよという極端に言うと、はっきり言うと。だからもう一度入れて農地として利用していきますと。

推進委員 元の所有者が、このまま耕作を続けるという……。

会長 そうです。はっきり言ってそういう感じです。その諮問があったので、元に戻しますよということです。

よかですね、事務局もそういうことで。

ほかに何かなければ、この案件についても、編入が問題なしということで答申をしてまいりたいと思います。よろしいですか。

田端委員の入室を認めます。ありがとうございました。

(田端委員入室)

それでは、本日予定をしました議題は全て終了いたしましたので、事務局にお渡しをします。

事務局 これをもちまして、第6回定例農業委員会総会を閉会いたします。

本議事録が真正であることを署名する。

署名委員 議 長

1 1 番

1 2 番